

鳴門市南海トラフ地震等 防災・減災対策推進計画（案）

概要版

鳴門市危機管理課
令和6年2月

第1章 計画策定の背景

1. これまでの取組等

○H23.10月：「鳴門市地震津波対策推進計画」策定。
各種取組の着実な推進

【自主防災組織活動の促進】

・H24年度：自主防災組織結成率100%

【多様な広報手段を用いた情報発信】

・H26年度：防災行政無線の運用開始

【防災拠点施設等の充実・強化】

・H28年度：里浦南防災センター竣工

【公共施設等の耐震化】

- ・H26年度：消防分団詰所の耐震化着手
- ・R1年度：学校施設の耐震化完了
- ・R4年度：児童クラブ・保育施設の耐震化完了

【水害リスク対策】

- ・H25年度：津波避難マップ作成、津波避難計画見直し
- ・H26年度：土砂災害・洪水ハザードマップ作成
- ・R3年度：高潮ハザードマップ作成

【救急体制の充実】

- ・R4年度：高機能消防指令システム及び
消防救急デジタル無線の全面更新

【フェーズフリーの取組の推進】

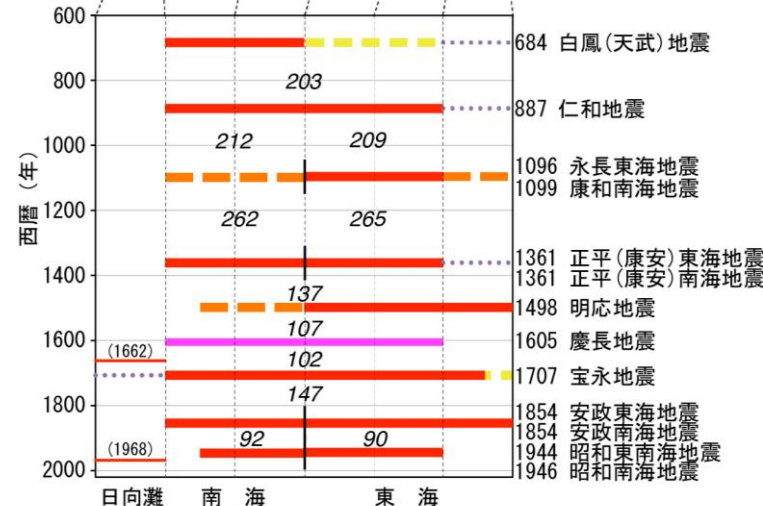
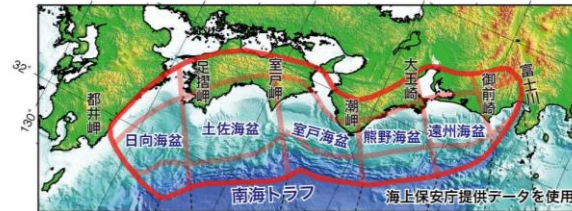
- ・H29年度：「鳴門市地域防災計画」に
「フェーズフリー」の考え方を取り入れる。

2. 本市の抱える防災面の課題

- ・過去に何度も南海トラフを震源とする大地震が発生。前回の南海トラフ地震発生から70年以上が経過しており次の地震発生の切迫性が高まっている。
- ・今後、南海トラフ沿いの大規模地震（マグニチュード8～9クラス）が30年以内に70～80%の確率で発生するとされている。



本市の防災面の最大の懸念事項は南海トラフ地震



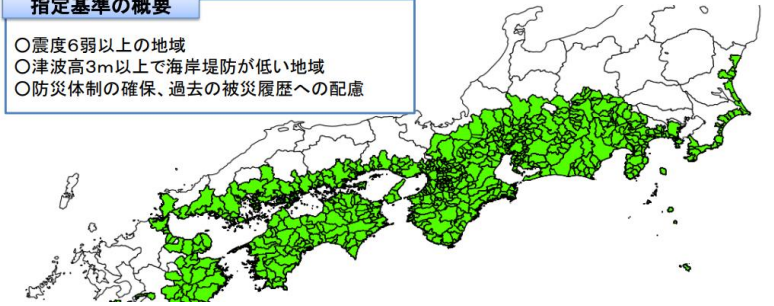
3. 今後必要となる取組

- ・本市は「南海トラフ地震防災対策推進地域」及び「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されており、逼迫する地震・津波への対策強化、中央構造線活断層直下型地震への対策にも繋げるため防災・減災の取組を加速させていくことが必要。

○南海トラフ地震防災対策推進地域

指定基準の概要

- 震度6弱以上の地域
- 津波高3m以上で海岸堤防が低い地域
- 防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮



○南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

指定基準の概要

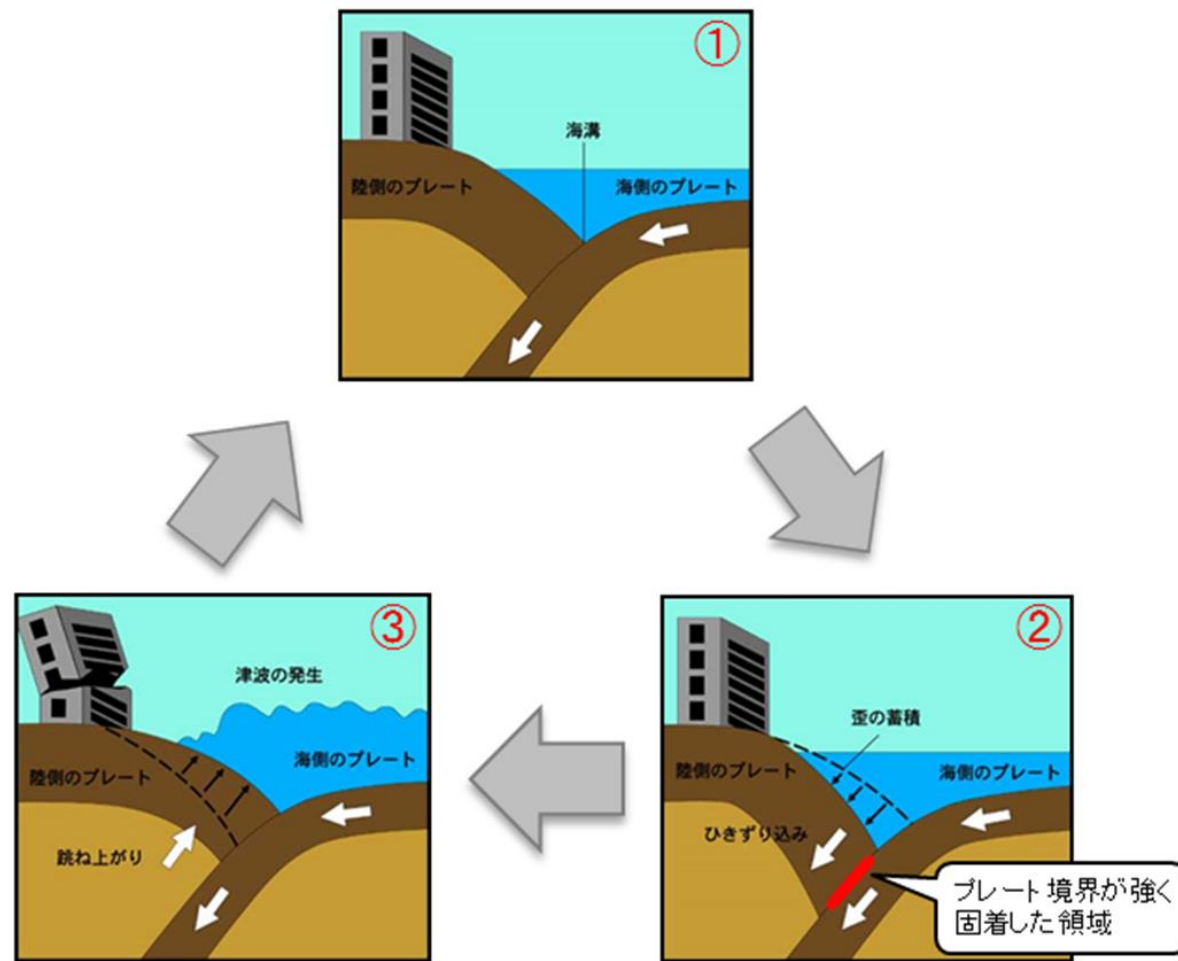
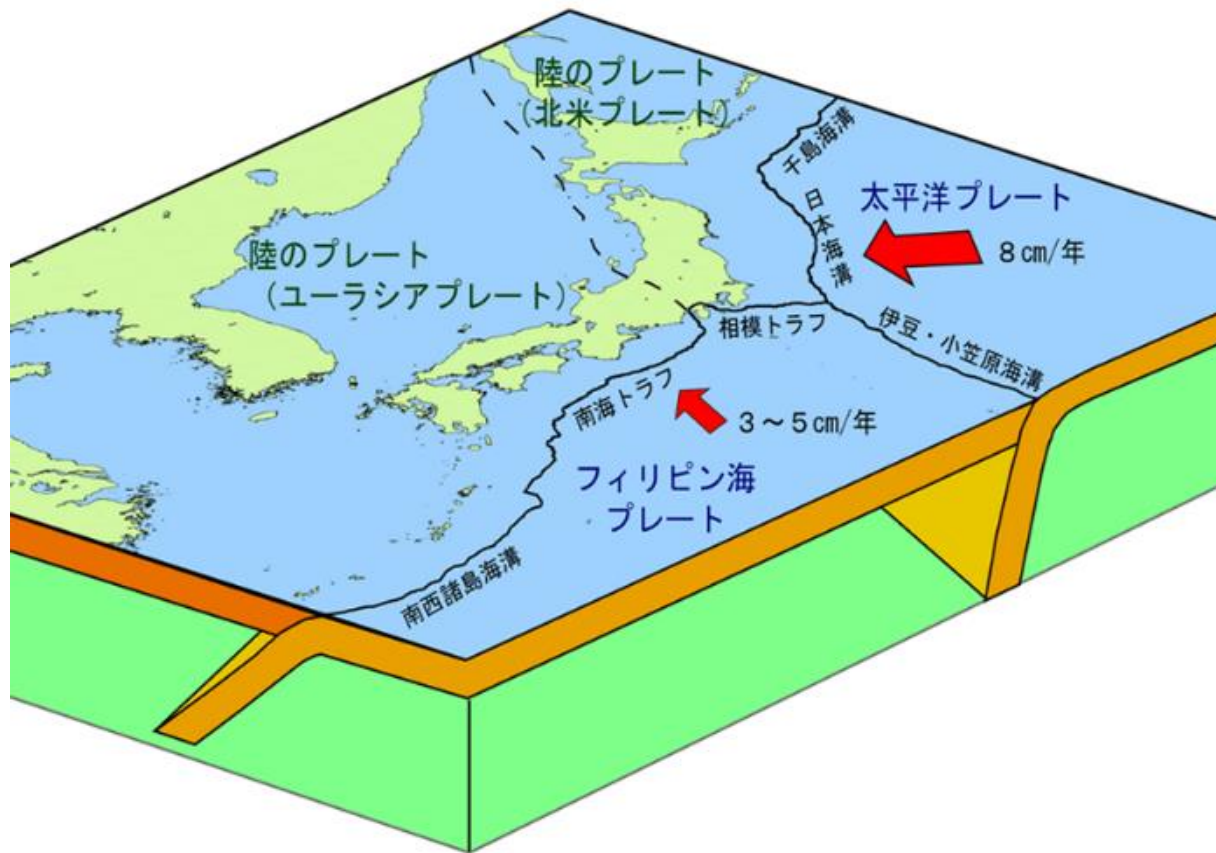
- 津波により30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域
- 特別強化地域の候補市町村に挟まれた沿岸市町村
- 同一府県内の津波避難対策の一体性の確保
- ※浸水深、浸水面積等の地域の実情を踏まえ、津波避難の困難性を考慮



■ 特別強化地域の指定地域

第2章 南海トラフ地震について

1. 地震発生のメカニズム



駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域を「南海トラフ」という。

- ①海側のプレートが陸側のプレートの下に、1年あたり数cmの速度で沈み込んでいく。
 - ②プレートの境界が強く固着し、陸側のプレートが地下に引きずり込まれ、ひずみが蓄積される。
 - ③陸側のプレートが引きずり込みに耐えられなくなり、限界に達して跳ね上がることで地震が発生する。
- ※①→②→③が繰り返されるため、南海トラフ地震は繰り返し発生する。

第2章 南海トラフ地震について

2. 南海トラフ地震の特徴

(1) 海溝型（津波）

南海トラフ地震は「海溝型」で、プレートの境目が移動することにより発生。海底下で大きな地震が発生すると、断層運動により海底が隆起もしくは沈降し、これに伴って海面が変動し、大きな波となって津波が発生する。

南海トラフ地震では、関東地方から九州地方にかけての太平洋沿岸の広い地域に10mを超える大津波の襲来が想定されており、徳島県津波浸水想定（H24.10.31公表）において、鳴門市沿岸域でも最大波2.7m～7.1mの津波の浸水が想定されている。

(2) 多様な発生形態

南海トラフ沿いの大規模地震は発生形態が多様であり、『南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（内閣府防災担当）』にて、以下の3ケースを典型的なケースとして想定しており、ケースに応じた防災対応を取ることとなる。

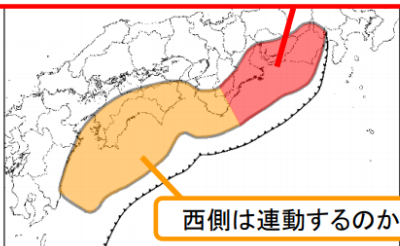
① 半割れ（大規模地震）／被害甚大ケース

半割れ(大規模地震 **M8.0以上**)/被害甚大ケース

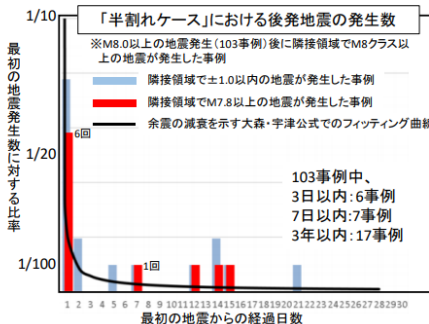
<評価基準>

- 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合

南海トラフ東側で大規模地震(M8クラス)が発生



西側は連動するの？



7日以内に発生する頻度は
十数回に1回程度
(7事例/103事例)

通常の100倍程度の確率

※通常
「30年以内に70～80%」の確率を7日以内に換算すると千回に1回程度

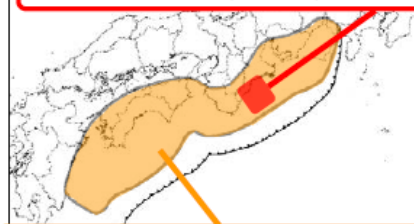
② 一部割れ（前震可能性地震）／被害限定ケース

一部割れ(前震可能性地震 **M7.0以上** / **8.0未満**)/被害限定ケース

<評価基準>

- 南海トラフの想定震源域及びその周辺においてM7.0以上の地震が発生した場合(半割れケースの場合を除く)

南海トラフで地震(M7クラス)が発生



南海トラフの大規模地震の前震か？

7日以内に発生する頻度は
数百回に1回程度
(6事例/1437事例)

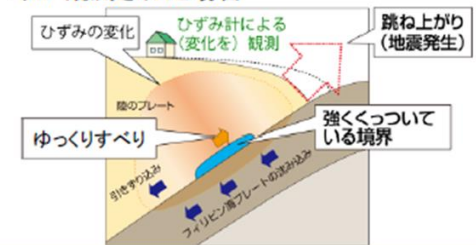
通常の数倍程度の確率

③ ゆっくりすべり／被害なしケース

ゆっくりすべり/被害なしケース

<評価基準>

- ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合



第2章 南海トラフ地震について

3. 南海トラフ地震が発生したら

(1) 南海トラフ地震に関連する情報

南海トラフ地震臨時情報 「調査中」「巨大地震警戒」 「巨大地震注意」「調査終了」 いずれかのキーワードを付記。	<ul style="list-style-type: none">南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震 関連解説情報	<ul style="list-style-type: none">観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合 (南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く)

(2) 南海トラフ地震発生時にとるべき措置

臨時情報の種類	市のとるべき措置等
調査中	<ul style="list-style-type: none">担当職員の緊急招集、情報の収集及び共有、市民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行う。
巨大地震警戒	<ul style="list-style-type: none">災害対策本部設置等の適切な職員配備を行う。あわせて、関係機関等及び市民等への情報伝達を行う。このとき、市民等に対する情報伝達を行う際には、混乱を最小限に抑えるため、具体的にとるべき行動（津波からの避難が間に合わない一部の地域では引き続き1週間避難を継続など）をあわせて示すこと等に配慮する。
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none">職員の配備及び関係機関等への情報伝達を行う。市民に対しては、日頃からの地震への備えを再確認することにより、後発地震発生に備えるよう呼びかける。

4. 南海トラフ地震への本市の対応方針

- 南海トラフ地震には、多様な発生形態、海溝型による津波の発生といった特徴。
- 「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定」（H25.7.31公表）によると、死者数は、徳島県内では最大で31,300人（発生時刻：冬深夜）、鳴門市内では最大で2,700人（発生時刻：冬深夜）とされている。
- 建物全壊棟数は、徳島県内では最大で116,400棟（発生時刻：冬18時）、鳴門市内では最大で11,900棟（発生時刻：冬18時）とされている。

一人でも多くの市民の生命と財産を守るためには、市として、多面的かつ組織横断的な取組が必要。

近年、南海トラフ地震の発生可能性は確実に高まっており、喫緊の課題として早急な対策が必要な状況にある。特に、過去のデータ等から2030～2040年の間に発生する確率が高いとも考えられていることから、本市では2030年を一つの目安として南海トラフ地震対策の取組を重点的に進める。

本市では「フェーズフリー」をまちづくりの方針の一つとしており、その取り組みを積極的に推進し地震や津波などの災害に強く、すべての人が安全・安心に暮らし続けることができるまちの実現を目指す。

取組を進めるための具体的施策として、鳴門市地震津波対策推進計画を踏まえ、新たに

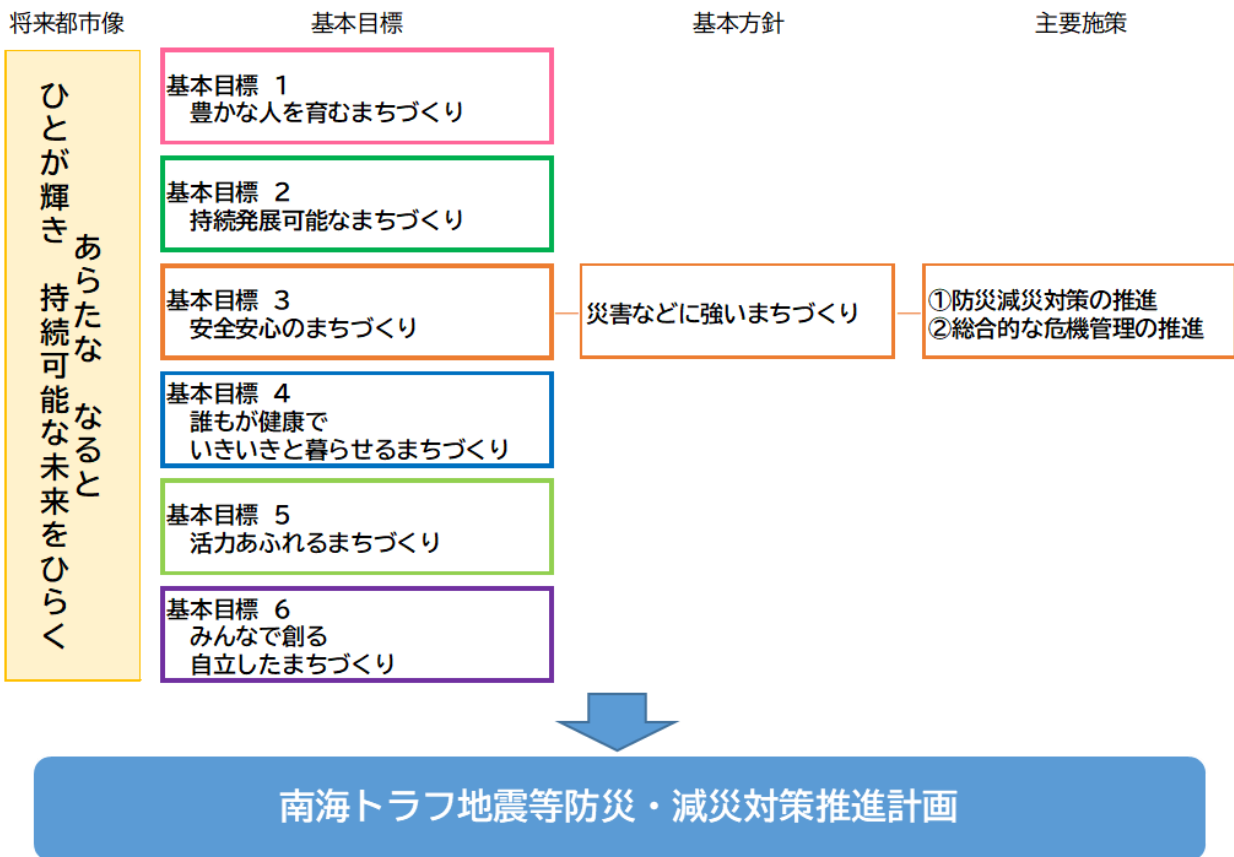
『鳴門市南海トラフ地震等防災・減災対策推進計画』

を策定し、防災・減災対策を強化。

第3章 鳴門市南海トラフ地震等防災・減災対策推進計画

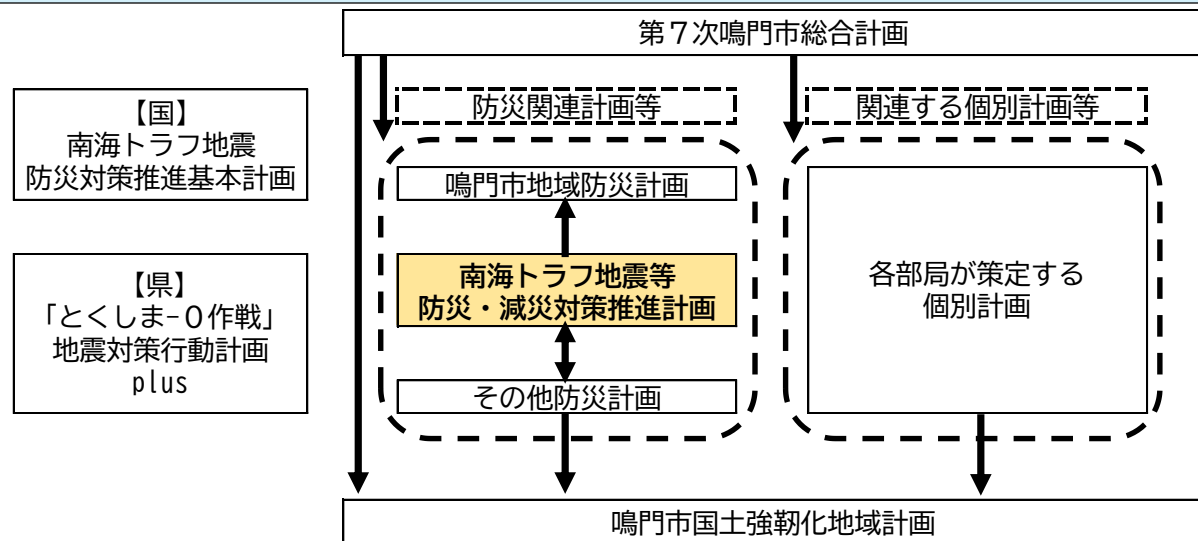
1. 計画の理念

第七次鳴門市総合計画体系図



- ・（基本理念）市民のいのちを守る 災害に強いまちづくり

2. 計画の位置付け



3. 計画期間

- ・令和6（2024）年度から令和12（2030）年度の7年間

4. 進捗管理

- ・取組の着実な推進を図るため、年度ごとに進捗管理を行う。

5. 計画推進に係る基本的な考え方

- （1）「自助」「共助（近助）」「公助」の連携
 - ・「自助」「共助（近助）」「公助」を担う各主体が連携・補完しあい、鳴門市自治基本条例の基本原則である「参画」「協働」「情報共有」を進め、市全体の防災力向上を図る。
- （2）関係機関・団体との緊密な連携
 - ・日常から防災関係機関等との「顔の見える関係」で、緊密な連携を図る。
- （3）フェーズフリーの取組の推進
 - ・防災・減災を特別なものと考えず、日常生活から自然と災害に備えることができるまちづくりを目指す。

第4章 アクションプラン

1. 計画の施策体系

「自助」「共助（近助）」「公助」をベースに「フェーズフリー」の視点を盛り込む。

基本理念	基本目標	基本方針	基本施策
市民のいのちを守る 災害に強いまちづくり	I 自分たちの命を守る 《自助》	(1) 防災意識・機運醸成の強化	① 自分でできる備えに対する意識の向上 ② 住家等の安全対策の推進
	II 地域の防災力を高める 《共助（近助）》	(1) 地域（市民）の防災力向上	① 防災コミュニティの活動活性化 ② 地域防災リーダーの育成 ③ 避難行動要支援者の避難支援体制の強化
		(2) 地域（事業者等）の防災力向上	① 災害ボランティアセンターの体制強化 ② 事業者等の防災対策の強化
	III 災害に強いまちをつくる 《公助》	(1) 社会機能等の災害対策の強化	① 道路橋梁保全整備の推進
			② 水道施設の更新・耐震化の推進
			③ 水門・樋門・排水機場・ポンプ場・雨水排水路の整備
			④ 空き家対策の推進
			⑤ 市有施設の整備
			⑥ 消防力の強化
		(2) 学校等における災害対策の強化	⑦ 医療救護体制の強化
			⑧ 災害廃棄物の処理体制の強化
			⑨ 遺体の収容・処理・埋葬にかかる体制強化
			① 防災教育の充実
			② 防災行政無線と校内放送設備の運動
			③ 学校等の危機管理体制の強化
	(3) 災害対策組織体制等の強化	④ 学校等再開に向けた体制強化	
		① 災害対策本部の機能強化	
	(4) 市民との情報共有の推進	② 市職員の災害対応能力の向上	
③ 行政機能の維持・強化			
(5) 避難施設等の対策強化	④ 応援・支援体制の構築		
	① 効果的な防災・災害情報の発信		
(6) 災害発生後の生活支援の強化	① 避難施設の拡充		
	② 避難施設的环境整備・機能強化		
	③ 福祉避難所の設置・運営体制の強化		
	④ 応急支援活動体制の強化		
		② 保健衛生・防疫体制の強化	
		③ 被災者生活相談体制の強化	
		④ すまいの円滑な確保のための体制強化	

※基本施策の詳細は本編をご確認ください。

2. 基本施策

基本目標1 自分たちの命を守る《自助》

- ・災害時は自分の命は自分で守る「自助」の取組みが重要となります。
- ・日常から自ずと災害に備えられるよう家庭や地域での防災対策の啓発や効果的な防災情報の発信を強化します。

基本目標2 地域の防災力を高める《共助（近助）》

- ・「いつも」のつながりが「もしも」につながるように、普段から地域住民の顔の見える関係づくりを推進します。
- ・防災訓練や研修を通じて、自主防災組織の育成強化・活動活性化のための支援、企業の防災力の確保等により、地域の防災力を高める取組みを推進します。

基本目標3 災害に強いまちをつくる《公助》

- ・市民の生命・財産を守るために、フェーズフリーの考えに基づき、ハード・ソフト両面で計画的な防災・減災対策を進めます。
- ・市職員の災害対応能力の向上に努め、部局横断的な連携をもとに、災害対策組織体制の機能強化を図ります。

フェーズフリーの視点

3. 市災害対策本部各班の取組方針

- ・災害時には災害対策本部事務局をはじめ、災害対策本部の各班は鳴門市地域防災計画に定める役割を遂行するほか、他班の応援を行います。
- ・南海トラフ地震等の大規模災害に対応するため、班ごとに取組方針を掲げ、防災・減災対策を着実に進めます。